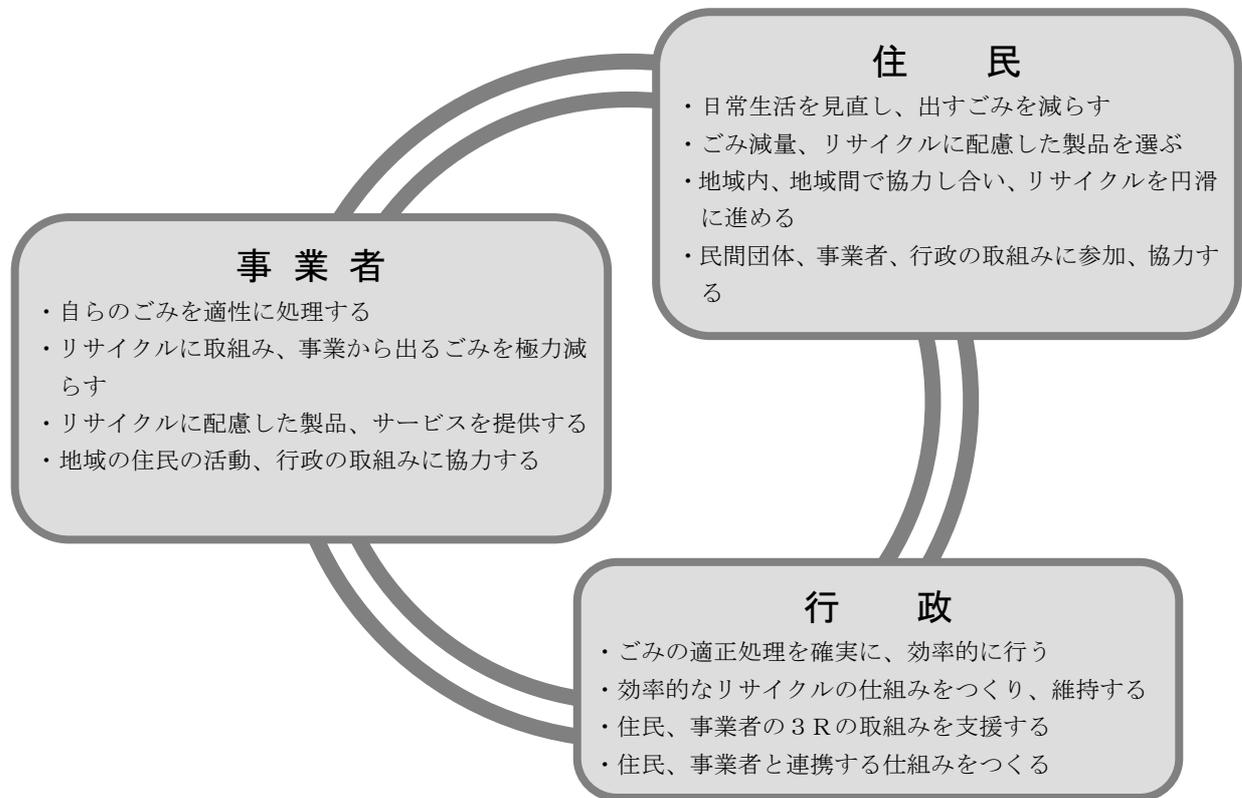


第7章 計画を推進するための施策

第1節 循環型社会の将来像

1. 住民、事業者、行政による3Rの推進

循環型社会の形成をさらに進めるためには、住民、事業者、行政のそれぞれが自らの立場で3Rの取組みを強化し、連携しあって進めていく必要がある。



2. 持続性のある資源の循環利用システムの構築

3Rの取組みは、排出の仕方や処理、資源化の方法の過度の複雑化や、労力の大幅な増大がないように進める必要がある。また、高齢化の進行が顕著な本広域においては、高齢者にも対応したごみの排出、リサイクルの仕組みを構築する必要がある。3Rをより一層進めつつも、わかりやすく、手間や労力をできるだけ抑えた仕組みの構築を図っていく。

3. 環境負荷が少なく効率的な施設整備と運営

3Rの取組みが進むことにより、処理すべきごみが減少することになる。ごみの減少に対応した、効率がよく環境負荷の少ない廃棄物処理の体制を整えていく。

第2節 各主体の役割

住民、事業者、行政は、連携しあいながら、それぞれの役割を果たすことによって循環型社会の形成を進めていく。

1. 住民の役割

1) 日常生活を見直し、出すごみを減らす

- ・マイバッグを持参し、不要なレジ袋や過剰包装を断る。
- ・フードバンクを利用するなど、食品ロスの削減に取り組む。
- ・生ごみ、紙やプラスチックの包装、その他の紙、布など、リサイクルできるものを可能な限り分別して出す。
- ・生ごみの水をよく切り、資源として出すか、自宅で堆肥化して活用する。

2) ごみ減量、リサイクルに配慮した製品を選ぶ

- ・できるだけごみが出ない、リサイクルしやすい商品やサービスを選ぶ。
- ・使い捨てのものはできるだけ避け、長持ちするもの、修理できるものを選んで買い、大事に使う。

3) 地域内、地域間で協力し合い、リサイクルを円滑に進める

- ・ごみや資源物の回収場所は地域で適切に管理する。
- ・回収場所へのごみ、資源の持込が困難な方を地域で援助する。

4) 民間団体、事業者、行政の取組みに協力する

- ・行政の定めたごみの分別を徹底し、ごみ出しのルールを守る。
- ・地域や学校でのごみ拾い、資源物回収に積極的に参加、協力する。
- ・リサイクルイベントやバザーに参加・協力し、有効に利用する。

2. 事業者の役割

1) 自らのごみを適正に処理する

- ・事業から出たごみは、法令等を遵守して適切に保管、運搬、処理を行う。
- ・処理を委託する場合でも、適切に処理、処分されていることを確認し、責任を持つ。

2) リサイクルに取組み、事業から出るごみを極力減らす

- ・リサイクル可能なものは確実に分別し、排出されるごみを極力減らす。
- ・食品販売、飲食店では、在庫管理を適切に行い、提供方法を工夫して食品廃棄物の削減に努める。
- ・「エコアクション 21」などの環境管理システムを利用するなど、目標を定めて環境負荷の低減に取り組む。

3) リサイクルに配慮した製品、サービスを提供する

- ・生産者は、拡大生産者責任の自覚を持ち、開発、生産、流通、廃棄の全ての段階で廃棄物を極力出さない事業活動への転換に努める。

- ・販売者は、環境負荷の少ない商品などを優先的に消費者に提供するよう努める。
- ・過剰な包装を避け、マイバッグの使用を呼びかけるなど、使い捨て資材の抑制に努める。

4) 地域の住民の活動、行政の取組みに協力する

- ・地域の活動に参加、協力するなど、地域の一員として活動を行う。
- ・従業員に対する環境教育に努め、家庭、地域での取組みへの積極的参加を促す。

3. 行政の役割

1) ごみの適正処理を確実に、効率的に行う

- ・自らが排出する廃棄物の削減、再生利用に努める。
- ・処理委託業者との連携により、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分 of 仕組みを適正に維持する。
- ・処理委託業者、許可業者の指導・育成に努める。
- ・廃棄物処理施設の効率的な維持管理、運用を行い、適切な時期に施設の更新、解体を行う。

2) 効率的なリサイクルの仕組みをつくり、維持する

- ・分別収集体制や再生利用の仕組みを維持するとともに、改善に努め、更なる循環的利用を推進する。
- ・処理委託業者との連携により、より効率の良いリサイクルの仕組みづくりに努める。

3) 住民、事業者の3Rの取組みを支援する

- ・町村と連携して、住民に対する適切な普及啓発や情報提供を行うことで、自主的な取組みを促進する。
- ・事業者に対する適切な普及啓発や情報提供を行うことで、自主的な取組みを促進する。

4) 住民、事業者と連携する仕組みをつくる

- ・町村と連携しつつ、住民や民間団体、事業者が行う取組みやイベント等の情報提供を通して、町村の枠を超えた連携の仕組みづくりに努める。

第3節 計画を推進するための施策

1. 施策の体系

基本理念、基本施策に基づく施策の体系を表7.3.1に示す。

表7.3.1 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策	取組み	取組み主体	
さらなる自然・人・地域が つながるふるさと さらなる資源循環型地域へ	住民、事業者、行政による3Rの推進	住民・事業者・行政の意識改革	3Rの推進	環境に配慮した製品、サービスの積極的利用の普及	住民、事業者、行政	
				イベント開催、広報紙掲載等によるリデュース・リユース交流の活発化	住民、事業者、行政	
			事業系廃棄物の資源化推進	事業者自らの資源化に対する意識改革と行政による誘導	事業者、行政	
		分別精度、リサイクル率の向上	資源分別の再確認と指導	町村による分別方式の周知徹底	行政	
				広報や直接指導による定期的で詳細な指導の実施	行政	
				事業者向けの資源化に誘導する指導・啓発の実施	行政	
	持続性のある資源の循環利用システムの構築	高齢化対策	高齢化への対応	行政・事業者・地域団体の連携による、より簡易で分かりやすい分別の研究・導入	住民、事業者、行政	
				高齢化に対応した収集体制、地域の協力体制の構築	住民、行政	
		資源化ルートの構築	品目ごとの分別の改善、回収体制の整備	プラスチック使用製品の分別回収及び資源化方法の検討	事業者、行政	
				資源化可能な紙のその他古紙としての分別を徹底、指導	住民、行政	
				事業者による紙類のクリーンセンターへの搬入制限等の研究	事業者、行政	
	環境負荷が少なく効率的な施設整備と運営	適正処理の継続	分別区分の整合	広域内で同様の分別が可能となるよう整合を図る	行政	
				現有施設の維持管理	木曾クリーンセンターの適正な維持管理	行政
				廃棄物処理施設の整備	不燃ごみ処理施設のあり方の検討	行政
				災害廃棄物の適正処理	災害時のための協力体制の構築	事業者、行政
			災害廃棄物処理計画の見直し	行政		

注) 行政とは広域連合及び各町村を指す。

2. 施策と取組み

1) 住民・事業者・行政の意識改革

① 3Rの推進

■環境に配慮した製品、サービスの積極的利用の普及

本広域自らが環境に配慮した製品やサービスを積極的に選択するとともに、住民や事業者に対しても、広報掲載や施設見学時の説明を通じて啓発を行う。

■イベント開催、広報紙掲載等によるリデュース・リユース交流の活発化

住民や事業者が行うリデュース・リユースに係るイベントについて、広報紙に情報を掲載する等の手法により支援を行う。

② 事業系廃棄物の資源化推進

■事業者自らの資源化に対する意識改革と行政による誘導

事業者自らが資源化に対する意識を高めるよう誘導する。エコアクション 21 などの環境管理システムの情報提供や、優良な事業者の取組み例を広報紙に掲載するなどの手法を検討する。

2) 分別精度、リサイクル率の向上

① 資源分別の再確認と指導

■町村による分別方式の周知徹底

町村は住民に対して分別方式の周知徹底を行う。広報紙などによる周知のほか、問題がある場合は個別指導を実施する。

■広報や直接指導による定期的で詳細な指導の実施

広報紙等を用いて、資源化、分別方式等の指導を定期的の実施する。また、必要に応じて直接指導を行う。

■事業者向けの資源化に誘導する指導・啓発の実施

事業系廃棄物の資源化の推進を図るため、事業者向けの指導・啓発を実施する。事業者向けパンフレットや、問題がある事業者があれば直接指導などの方法を検討する。

3) 高齢化対策

① 高齢化への対応

■行政・事業者・地域団体の連携による、より簡易で分かりやすい分別の研究・導入

分別収集による高齢者の負担を少しでも軽減するよう、行政・事業者・地域団体が連携して、より簡易で分かりやすい分別、資源化の可能性を研究し、可能ならば導入を図る。

■高齢化に対応した収集体制、地域協力体制の構築

町村は、地域の状況にあわせて、住民による地域協力体制などを含め、高齢化に対応した収集体制の構築を図る。

4) 資源化ルートの構築

① 品目ごとの分別の改善、回収体制の整備

■プラスチック使用製品の分別収集及び資源化方法の検討

プラスチック使用製品を含めたプラスチック類について、他の自治体の先行事例を参考

に、分別回収の方法や資源化の方法について検討を行う。

■資源化可能な紙のその他古紙としての分別を徹底、指導

広報紙による周知などを通して雑紙の分別資源化を指導し、資源化を推進する。

■事業者による紙類のクリーンセンターへの搬入制限等の研究

事業者の紙類の資源化推進策について、事業者による紙類のクリーンセンターへの搬入制限等の規制的手法を含めた検討を行う。

②分別区分の整合

■広域内で同様の分別が可能となるよう整合を図る

地域による状況の違いを考慮し、許可業者との調整を図りつつ、できるだけ分別区分が広域内で同様となるよう、整合を図る。

5) 適正処理の継続

①現有施設の維持管理

■木曽クリーンセンターの適正な維持管理

焼却処理施設及び不燃ごみ処理施設を維持するため、定期的な設備の点検、補修等を実施する。

②廃棄物処理施設の整備

■不燃ごみ処理施設のあり方の検討

木曽クリーンセンター不燃ごみ処理施設の建屋や設備の老朽化が進行していることから、施設の大規模改修と施設の更新との両面から、今後の方向性について検討を進める。

③災害廃棄物の適正処理

■災害時のための協力体制の構築

規模の大きな災害に備え、周辺自治体との協力体制の構築や廃棄物の収集運搬や処分の許可業者との応援協定の締結を進める。

■災害廃棄物処理計画の見直し

災害廃棄物対策の事例等最新の動向に注視し、国や県の方針等が新たに示されるなどの動きにあわせて計画の改訂を行う